

「国際結婚を考える会」海外グループの成立と展開 —日本人女性配偶者の国境を越えた活動の軌跡—	
小林 淳子	ジェンダー学際研究専攻
期間	2006年2月17日～2月23日
場所	ドイツ ベルリン、フランクフルト、 フランス パリ
施設	個人インタビュー調査のため調査施設については省略。

内容報告

1. 海外調査の必要性と目的及び目的の達成

本報告は、2005年度魅力ある大学院イニシアティブ・プログラム「〈対話〉と〈深化〉の次世代女性リーダーの育成」の支援を得ておこなった学生海外調研究の報告書である。

「国際結婚を考える会」(Association for Multi-Cultural Family 以下、略称 AMF)は、外国人を夫にもつ日本人女性によって構成され、1980年に設立された。2004年現在、会員数は、319名 うち海外在住者が110名である。会は、設立以来、「会長」などのヒエラルキーのある役職を置かず、厳格な規約もなく、事務局も事務所もない、水平的でゆるやかなネットワークを形成している。

現在の主な活動目標は、日本における「重国籍の容認請願署名活動」と「定住外国人の参政権の実現」である。

本研究の目的は、国際結婚を機に、日本人女性配偶者が AMF を結成し、日本のシティズンシップにおけるジェンダー不平等と外国人差別に取り組み、国境を越えたネットワークを形成し、その活動を通じてエンパワーメントを図ってきた過程をジェンダー視点から分析するものである。

特に、本年度は、(1)AMF の会報、出版物等の資料収集・整理、(2)AMF の歴史を考察する上で重要な出来事と時期区分の把握(3)AMF 結成と展開に関する会員への聞き取り調査の実施などを目標としていた。本調査は、上記の目標のうち、(3)にあたる、AMF 海外在住会員および協力グループの会員への聞き取り調査である。

今回の調査対象となった海外グループ・協力グループはドイツにある「ベルリン女の会」(会員数16名)と「AMF ドイツグループ」(22名)、フランスにある「AMF フランスグループ」(7名)である。

これらの選定については、まず、第一に、現在でも恒常的に活動をおこなっているグループであること、第二に、対象となる海外会員の居住する国の外国人政策に特徴が見出せること、すなわち、日本のシティズンシップのみならず、居住国の政策が、会員個人の生活やグループ活動の展開に影響を及ぼすことが考えられるので、政策を比較し、検討を加える上でも適していることを念頭に置いた結果、調査対象としてドイツ・フランスにあるグループを選ぶことにした。ドイツには、1980年の AMF 設立からまもなく、日本の会員と連絡をとりながら、活動をはじめた協力グループがベルリンにある。さらに、フランクフルトには、AMF ドイツグループがある。また、フランスには、結成は新しいものの、AMF フランスグループがあり、現在、「重国籍の容認請願署名活動」の牽引役となっている個人会員とともに活動をおこなっている。外国人政策についてみると、ドイツは、日本と同様に血統主義の国籍法をもち、外国人受入れについても厳しい条件がある。一方、フランスは、生地主義と血統主義を併用した国籍法をもち、条件をみたせば外国人にもフランス国籍を付与する。また外国人の子どもであってもフランス生まれの者には一定の条件でフランス国籍を認め、「共和主義」「普遍主義」のもとに「法の下平等」という概念から、民族的違いを捨象した統合政策を

とっている。これらの海外居住の会員からの聞き取り調査は、本研究の目的である AMF に属する日本人女性配偶者が海外でどのような活動を展開しているのかを把握する上で会報や出版物などからだけでは得られない聞き取りや資料収集のために不可欠な調査であった。

2. 本調査の研究経過と今後の研究計画

修士論文では、「混合婚家族における民族的アイデンティティと文化資本 - 『互惠関係』としての日仏カップルを事例に - 」という題目で、日本とフランスに居住する日仏カップルの個々の民族的アイデンティティと文化資本継承<戦略>の関連性についてブルデューの理論から分析しジェンダー視点をふまえた考察をおこなった。その際、フランスでの調査者の選定を依頼した会のひとつが AMF であった。修士論文における調査では、在仏日本人女性配偶者を通じて以下のようなことが明らかになった。①国籍をアイデンティティとしてとらえ、文化資本として子どもへの継承を願い、日本政府に重国籍を認めるように求めている。②①の目的のために、社会関係資本である AMF のネットワークを活用している。③①の目的達成のために、自らも日本国籍を保持して、日本という国家の領土の外側から、国民の権利（請願権）を行使し、請願署名活動をおこなっている。以上のような考察をふまえて AMF の活動に関心を抱き、筆者は修士論文完成後も、AMF の参与観察を継続している。2005 年度の研究として、すでに、AMF の 1980 年設立から 2005 年までの会報のバックナンバーを借り受け、または、購入し、複写を完了した。さらに、本調査の前に会報記事のデータベース作成に着手した。これらの研究は、目標の(1)で言及した AMF 設立時の 1980 年から 2005 年までの AMF に関する基礎的資料・データの収集の中に位置づけられる。データベースでは、AMF の歴史と重要な出来事や時代区分、キーパーソンを把握するために、「発行年」別に、以下のようなカテゴリーによって会報の記事を「タイトル」別に分け、「著者」「内容」「号」「ページ」を示している。

I. 法律 「1.国籍・戸籍」「2.入管・外(国)人登録」「3.住民登録」「4.婚姻と離婚」「5.氏名変更と各種証明」「6.社会保障」「7.外国人の権利」「8.その他」

II. 文化 「1.言語」「2.学校と教育」「3.文化」「4.その他」
 III. 生活 「1.職業」「2.住居」「3.医療と保険」「4.その他」
 IV. 女性の権利
 V. 会の運営
 VI. 本及びグループの紹介

本調査では、まず、海外グループ・協力グループの会員にとって、AMF の活動がどのような位置づけにあるのかを探るために、調査票に回答を記入してもらい、回答にもとづいた聞き取り調査をおこなう「半構造化インタビュー」の方法で実施した。調査に先立ち、調査対象者には、「調査の概要」を紙面で提示し、プライバシーの保護などに関する「誓約書」を交わした。調査対象者は、ベルリン 6 名、フランクフルト 4 名、フランスグループ 2 名である。聞き取りについては、調査対象者の了解を得て録音した。調査に要した時間は、1~3 時間である。調査場所はすべて会員の希望により、ベルリンは会員宅、フランクフルトはホテル内のカフェテリア、フランスは、会員の仕事先のロビーでおこなった。調査票の質問項目は下記のとおりである。

調査票の質問項目

Q1. プロフィールについて：年齢(年代)、職業、性別、国籍、現在の居住地、関係国(生活経験のある国と滞在年数)、家族構成
 Q2. 結婚について：いつどこで結婚されましたか？/知り合われたときの職業は何でしたか？学生であれば、どんな勉強をしていましたか？/結婚される時、たとえば、行政上、あるいは宗教上など、何か障害がありましたか？
 Q3. 入会の動機について：いつ、どこで AMF (あるいは協力グループ) のことを知りましたか？/AMF (あるいは協力グループ) の、どんなことに関心がありましたか？/AMF (あるいは協力グループ) に入会してどんなことがあなたの役にたちましたか？
 Q4. 生活について：日本と現在の居住国の間で何か大きな違いがありますか？もし、あれば、例を書いてください。例：結婚式、お産の慣習、赤ちゃんの世話、家族関係、家事の分担、宗教的な慣習、社会保障、役所の対応など、何でも結構です。

あなたは、何か他の会に参加していますか？そこでは何があなたの役に立ちますか？

Q5.AMF（あるいは協力グループ）の活動について：あなたは、AMF（あるいは協力グループ）の現在までの活動についてどう考えていますか？/あなたは、今後のAMF（あるいは協力グループ）の活動をどのようにしたらよいと思われますか？

質問項目は、Q1,Q2,Q4が会員の結婚にいたる過程や海外での結婚生活とAMF（または協力グループ）に入会する動機の関連性を、さらに、Q3,Q5はAMF（または協力グループ）に入会することによって、会の活動が会員自身にどんな影響を及ぼしたのかなどをおおまかに把握しようという意図のもとに作成したものである。質問項目ごとに回答の傾向を提示すると、以下のような特徴がみとれる。

まず、調査対象者の年代は、30代～70代までと幅広い。ベルリンでは、ほとんどが50代以上でドイツ滞在歴も25～40年と長期にわたる。1960～1970年代に学生として単独でドイツにきたケースが目立ち、結婚したのは1970年代がほとんどである。フランクフルトでは、1990年～2000年代になってから結婚した会員のほうが多くなった。年齢は、30～40代が中心である。結婚に際しての障害はほとんどの会員が感じていない。夫と知り合ったのが日本という会員は、若い世代に多く、50代以上は、海外で知り合い結婚した例がほとんどであった。また、日本と現在の居住国での違いについては、いちばん多かったのが「個人主義」が貫かれており、自分で責任をもち、まわりを気にせず自由に生きることができるといった記述であった。AMF以外の会への参加は、「日本人会」から趣味の会まで幅広く、動機も近所同士のつながりをもつことから、体力強化まで、さまざまであった。

AMFにはいるきっかけは、インターネットを見てという人が若い世代にはいたが、上の世代では、友人からの紹介が多く見られた。また公共機関の掲示板を通じてという例もあった。会の活動における関心事は、「国籍法」の問題が主流である。会にはいつてよかったことは、社会問題に敏感になったことや、国際結婚に関する法律などの情報が得やすくなったことなどであり、そうしたことがみんなで勉強できるという点をあげていた。さらに、日本語でおしゃべりができることがうれしいという感想は、年齢層

が上の人たちには多くみられた。

ドイツの「ベルリン女の会」(以下、「女の会」)は、設立が1982年とAMFの設立とほぼ同時期である。この「女の会」の設立には、1980年のAMFの設立にも大きな影響を与えたIさんが関わっていたことが聞き取りの中で明らかになった。Iさんは、夫の仕事の関係でベルリンに1982年にやって来た。「ベルリン日本人会」での講演を依頼されたことがきっかけで、Iさんとベルリン居住の日本人女性が知り合い、「女の会」の前身である「国籍と人権を考える会・西ベルリン」の発足につながった。Iさんは、日本で、すでに「アジアの女たちの会*1」というNGOで沖縄の「無国籍児」の国籍問題をとりあげて活動をしており、そこでの経験が、「女の会」にも受け継がれていた。沖縄の「無国籍児」問題とは、沖縄駐留米軍兵士と沖縄の日本人女性との間に生まれた子どもが、日本の国籍法では日本人である母親の日本国籍を継承できず、父親も母子を残して帰国してしまった場合に、沖縄生まれの子どもには、「生地主義」のアメリカ国籍付与がおこなわれず、子どもたちが「無国籍」の状態に置かれてしまっていたものである。Iさんは、その後、夫の任期が終了し、日本に帰国するが、「女の会」は、国籍法改正の署名活動や学習会を展開するだけでなく、「従軍慰安婦」問題について、在独コリアン女性グループとともに在ベルリン日本大使館前で集会を開くほか、8月6日や8月15日に反核・反戦のパフォーマンスをおこなうなど問題意識を広くもった活動をつづけている。「女の会」は、単にAMFの中で海外ネットワークを形成しているのみならず、さらに民族を超えて女性のネットワークをひろげているともいえる。AMFドイツグループ(以下、ドイツグループ)は、設立直後からのAMF会員であり、関西で活動し、フランスでの居住経験もあるSさんを中心に2002年に結成された。ドイツグループは、フランクフルトの周辺都市に居住する会員で構成されており、ふだんはインターネットでの情報交換が主となっている。ドイツグループでは、調査対象者の最大の関心事は、「重国籍の容認」である。特に、まだ子どもが小さい40代の会員が「重国籍容認の請願署名活動」に熱心である。ドイツグループには、「女の会」からも個人参加している人たちがいるが、彼女たちは、ドイツで結婚したことで本人が何も知らないままに日本国籍を喪失してしまった人たちである。彼女たちの要望は、日

本国籍の回復のほか成人の二重国籍を認めるように「国籍法」をかえることにある。ドイツ国内には他にも点在する会員がいるが、一堂が顔をあわせる機会をもつことはなかなかむずかしい。

AMF フランスグループ(以下、フランスグループ)は、フランスにグループをつくらうという日本のAMFからの要請で、それまで点在していた会員を集めて2003年に結成された。7名のメンバーがいるが、連絡役のUさんは、ドイツ国境に近いアルザス地方に住み、他も地方都市居住の会員が多く、ほとんどインターネットでのやりとりしかしていない。

その意味では、国境を越える情報技術の進歩やひろがりやドイツグループ、フランスグループの結成を促し、AMFの活動をよりトランスナショナルなものへと導くことを可能にしたともいえる。さて、フランスグループについては、Oさん(30代)にパリで聞き取り調査をおこなった。彼女は、ドイツグループのSさんの子どもである。子どもの立場からAMFの活動をどう見ているかを知ることが、今後の研究計画にも有意義であると考え、今回の調査対象者に加えた。(もう一人の調査対象者であるUさんとはUさんの都合により、後日、東京で面談することになった。)したがってOさんへの聞き取り調査では、質問票の結婚を前提とした項目をもちいた調査はおこなわなかった。Oさんは、「重国籍容認の請願署名」に協力をもとめられたら、署名には応じるが、あまり積極的にAMFの活動をしようと思っているわけではないと語った。Oさんは、1985年の国籍法改正による経過措置によって、14才で日本国籍を取得して、15才で独立戸籍をつくった。しかし、それまで通っていた日本の公立校で「ハーフ」ということでいじめられた経験から、母親の「日本姓」を戸籍の「氏」には選ばずに、フランス人の父親の「姓」を「カタカナ」で表記して、「氏」として届けた。Oさんは、親たちの世代は、自分の親たちや自分自身の介護問題が切実になってきていて、それが、外国籍と日本の国籍を子どもに両方もたせて行き来を容易にしたいという願いになり、「重国籍の容認」を求める動機につながっているのではないかと考えている。Oさんの例だけからは言えないにしても、親世代と子どもの世代では、AMFの活動に対する受け止め方が異なることが予想され、今後、この点も検討しなければならないだろう。

3. 本調査の公表について

AMF設立時の前後のうごきとして、世界的には1975年のメキシコ世界女性会議があり、女性の地位の向上が謳われ、1979年に国連総会で「女性差別撤廃条約」を採択した。1976年から1985年は「国連女性の10年^{*2}」とされ、1980年にはコペンハーゲンで中間年世界会議が開催された。日本政府は、1979年の国連総会での採択後、内外の女性たちの声におされて、1980年、ようやく「女性差別撤廃条約」に署名した。その時期は、1985年のナイロビ会議、1995年の北京会議とつながっていった時期である。1985年7月のナイロビ会議には、大阪にある「国際婦人年を考える北区婦人の会」のメンバーとして、AMFの会員が参加し、9月には大阪の定例会で報告会を開いている。その模様は、子どもの世話をしながらテープおこしをした会員の感想とともに、AMFの会報にも掲載されている(「国際結婚を考える会」1985)。「ベルリン女の会」の結成に、日本での「アジアの女たちの会」の活動経験があるIさんが大きな役割を果たしたことも、偶然というより、この時期に、女たちのネットワークが内外に繋がっていくことの必然であったともいえなくもない。今後は、世界的な女性運動の高揚期を背景にしたAMF海外グループの活動の展開をさらに掘り下げ、『「国際結婚を考える会」海外グループの成立と展開 - 日本人女性配偶者の国境を越えた活動の軌跡(仮題)にまとめた。』

以上をもって、2005年度魅力ある大学院イニシアティブ・プログラム「〈対話〉と〈深化〉の次世代女性リーダーの育成」の支援を得ておこなった学生海外調研究の報告書とする。

注

*1. 「アジアの女たちの会」は、1977年3月に富山妙子、湯浅れい、松井やより、山口明子、安東美佐子、五島昌子、加地永都子ら、7人の女性によって設立された。日本の戦争責任、侵略の加害者責任、「従軍慰安婦」などの「性侵略」の問題にとりくんだ。1995年、「アジア女性資料センター」にその運動を引き継いだ。

*2. 政府の公式な呼称は、「女子差別撤廃条約」「国連婦人の10年」であるが、本文中では、それぞれ「女性差別撤廃条約」「国連女性の10年」と表記する。

参考文献

第 64 号

鹿野政直,2004,「現代日本女性史 フェミニズムを軸として」
有斐閣

五島昌子,2005,「戦後女性運動の経験から」季刊『前夜』影
書房,4:66-85

国際結婚を考える会,1985,「国際結婚を考える会・ニュース」

こばやし じゅんこ／お茶の水女子大学大学院 ジェンダー学際研究
junkoba@mqc.biglobe.ne.jp

指導教員のコメント

派遣学生にとって、今回の「イニシアティブ」による海外調査は、博士論文作成のための研究の一環を成している。これまで派遣学生は主として、「国際結婚を考える会」の国内における活動に焦点を当て、主に国内メンバーや同会の会報等、一次資料に基づいて研究を進めてきたわけだが、今回の調査では、ドイツとフランスにおけるグループへのインタビューを実施することができ、このことにより、同会のトランスナショナルなネットワークとしての側面をも考察する手がかりが得られたといえる。報告書にあるように、現在、派遣学生は創設以来の同会の活動に関するデータベースを作成中であるが、海外グループへのインタビューは、データベース作成の基礎作業にとっても重要な意味をもった。今回の調査結果をもとに、積極的に成果発表を進めていくことが期待される。

(ジェンダー研究センター 教授 伊藤 るり)